

## 熊本市認知症介護実践等研修実施要綱

制定	平成24年	5月10日	健康福祉子ども局長決裁
改正	平成24年	9月3日	高齢介護福祉課長決裁
	平成30年	4月1日	健康福祉局長決裁
	令和3年	10月4日	健康福祉局長決裁
	令和4年	5月2日	健康福祉局長決裁
	令和5年	9月26日	健康福祉局長決裁
	令和6年	4月1日	健康福祉局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修（以下「事業」という。）の取扱いを定めるものであり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）」に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

### (実施主体等)

第2条 本事業は、熊本市長（以下「市長」という。）が指定する法人（以下「指定法人」という。）が実施するものとし、事業実施にあたっては、熊本県知事（以下「知事」という。）が指定する事業と合わせて実施して差し支えないものとする。

### (事業内容)

第3条 事業内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 認知症介護基礎研修

##### ア 本研修の種別及び区分

認知症介護基礎研修は、次の区分により実施する。

##### (ア) 縣市編成研修

e ラーニング（※）形式により実施する研修。

なお、使用するeラーニングについては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- a 課長通知に定められている標準カリキュラムや各講義の狙いに沿った研修内容であること。
- b 認知症介護指導者の協力により制作された研修内容であること。
- c 受講者を特定できる個人ID及びパスワードの発行等の本人確認機能を有すること。
- d 受講者の視聴管理記録等が行えること。

※eラーニングとは、インターネットを活用した学習方法のこと。パソコンやタブレットなどのモバイル端末を利用して、web上に掲載された講義動画等を視聴し、学習する仕組みで、24時間いつでも受講することができる。

##### (イ) 独自編成研修

指定法人が独自に定めた日程、講師等により、実施する研修。

なお、研修の実施にあたっては、次の点を遵守するものとする。

- a 研修運営責任者及び研修運営副責任者（以下「研修運営責任者等」という。）の設置。

研修運営責任者等の内、いずれか1人は、熊本県または熊本市認知症介護指導者の中から

選定し、研修運営責任者等の管理の下に研修カリキュラムを策定すること。

なお、研修運営責任者等は、以下の各号に関する事項について、相互に連帯して業務を行う。

- (a) 講師との連絡調整
  - (b) 講義で使用する資料等の確認
  - (c) その他、研修が円滑に行われるための調整
- b 標準的な研修カリキュラム（別表）により研修を実施すること。
- c 講師と受講者が、同時双方向の意思疎通等ができる方法により、実施すること。
- d 講師は、以下のいずれかに該当する者であること。
- (a) 認知症介護指導者
  - (b) 認知症介護指導者養成研修受講対象者（以下の全てに該当する者）
    - i 認知症介護実践リーダー研修修了者
    - ii 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
    - iii 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者
      - (i) 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者
      - (ii) 福祉系大学や養成校等で指導的立場にある者
      - (iii) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
  - (c) その他経歴等により市長が適当と認めた者

#### イ 研修対象者

介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条第1項に規定する指定居宅介護サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

#### ウ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

#### エ 受講の手続き等

指定法人に対し、同法人が定める方法により申し込むものとする。

#### オ 修了証書の交付等

指定法人の長は、研修修了者に対し、修了証書を交付し、研修修了者について、修了証書番号（受講者 ID）、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

### (2) 認知症介護実践研修

#### ア 本研修の種別及び区分

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とし、次の区分により実施する。

##### (ア) 県市編成研修

知事と協議し、市長が定めた日程、講師等により、指定法人が実施する研修。

##### (イ) 独自編成研修

指定法人が独自に定めた日程、講師等により、実施する研修。

なお、研修の実施に当たっては、次の点を遵守するものとする。

- a 研修運営責任者及び研修運営副責任者（以下「研修運営責任者等」という。）の設置  
認知症介護指導者養成研修修了者の中から、研修運営責任者等を選定し、研修運営責任者等の管理の下に研修カリキュラムを策定する。

研修運営責任者等は、以下の各号に関する事項について、相互に連帯して業務を行う。

- (a) 当該研修が県市編成研修と同等の基準を満たしていることの確認
- (b) 講師との連絡調整
- (c) 講義で使用する資料等の確認
- (d) 実習先の受入体制の確認・調整
- (e) その他、研修が円滑に行われるための調整

- b 講師の条件

講師は以下のいずれかに該当する者であること。

- (a) 認知症介護指導者
- (b) 認知症介護指導者養成研修受講対象者（以下の全てに該当する者）
  - i 認知症介護実践リーダー研修修了者
  - ii 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
  - iii 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有するもの
    - (i) 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者
    - (ii) 福祉系大学や養成校等で指導的立場にある者
    - (iii) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- (c) その他経歴等により市長が適当と認めた者

- イ 研修対象者

- (ア) 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業者等に従事又は従事予定の介護職員等で、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得し、実務経験がおおむね2年以上の者とする。

- (イ) 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業者等において介護業務におおむね5年以上従事した経験を有し、認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）」により実施された基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了し、1年以上経過している者とする。

ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると市長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。

- ウ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるため、認知症介

護実践者研修については別紙 1 (1)、認知症介護実践リーダー研修については別紙 1 (2)に基づく研修を行うものとする。

エ 受講の手続等

(ア) 申込みの方法

県市編成研修については、知事と市長が協議の上、知事が定める方法により申し込むものとする。独自編成研修については、指定法人が定める方法により申し込むものとする。

(イ) 申込み先

a 認知症介護実践者研修

(a) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に属する者は、所属する事業者等の長を通じ、市長を経由して指定法人に申し込むものとする。

なお、その際、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）に照らし、特に受講が必要と認められる者については、市長は様式 1 の推薦書を添えるものとする。

(b) 上記 a(a)以外の介護保険施設・事業者等に属する者で、受講を希望するものは、所属する介護保険施設・事業者等の長を通じ、指定法人に申し込むものとする。

b 認知症介護実践リーダー研修

(a) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者に属する者は、所属する事業者等の長を通じ、市長を経由して指定法人に申し込むものとする。なお、その際、厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年厚生労働省告示第 96 号）第 31 号ハ、ニ、又は第 85 号に照らし、特に受講が必要と認められる者については、市長は様式 1 の推薦書を添えるものとする。

(b) 上記 b(a)以外の介護保険施設・事業者等に属する者で、受講を希望するものは、所属する介護保険施設・事業者等の長を通じ、指定法人に申し込むものとする。

オ 修了証書の交付等

指定法人の長は、研修修了者に対し修了証書を交付し、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

修了証書は、再発行しない。ただし、指定地域密着型サービス事業所の指定申請を行う場合等、研修の修了を証明する公文書の添付が必要であると認められるときは、研修修了者の申出に基づき、市長は様式 2 により修了証書に代わる証明書を交付することができるものとする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

ただし、この要綱の施行前に実施された認知症基礎研修に関する修了証書に代わる証明書の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 講義・演習6時間（360分））

科目	目的	内容	時間数	区分	通信形式で実施できる科目
(1) 認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人を取り巻く現状</li> <li>・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識</li> <li>・ 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方</li> <li>・ 認知症ケアの基礎的な技術に関する知識</li> </ul>	180分	講義	○
(2) 認知症ケアの実践上の留意点	認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法</li> <li>・ 不適切なケアの理解と回避方法</li> <li>・ 病態・症状等を理解したケアの選択</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）を理解したケアの選択と工夫</li> <li>・ 自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り</li> </ul>	180分	演習	